PTA共済たより

平成26年3月1日

(一般財団法人) 熊本県PTA教育振興財団

発行責任者 曽我 邦彦

〒860-0842 熊本市中央区南千反畑町 3-7 (熊本県総合福祉センター4F)

P災(ぴーさい)から P済(ぴーさい)へ 災害見舞金から新しい共済へ移行し、運営しています。

熊本県PTA災害見舞金安全会が、熊本県PTA災害見舞金制度と熊本県PTA連合会の安全互助会制度を財団法人として引き継いで8年、本年度からは一般財団法人「熊本県PTA教育振興財団」として出発した平成25年4月1日に合わせて、「熊本県PTA共済」として共済事業を開始しました。引き続き、ご理解ご協力をお願い申し上げます。

平成25年3月31日までに 発生した事故は、旧制度の適用を 受けられる場合があります。

平成25年3月31日までに発生した、学校管理下やPTA活動中の事故については、旧PTA災害見舞 金制度や安全互助会制度が適用される場合があります。

児童生徒、指導者が加入していた**PTA災害見舞金制度では、事故の発生から2年目まで、**PTA会員(保護者、教職員、準会員等)が加入していた**安全互助会制度では事故の発生から1年目まで**は、「事故の報告」および「見舞金などの給付請求」を受け付けています。

この期間中に報告のなかった事故については、その後は受け付けられません。平成24年度から25年度中に学校やPTAで発生した事故がある場合、熊本県PTA災害見舞金安全会まで報告されているか、ご確認ください。

なお、見舞金給付方法などについては、旧制度を適用し、本財団から給付が実行されます。

PTA共済事務ご担当へのお願い 平成26年度分については、まず、 平成26年3月31日までに 加入申し込みを済ませてください。

新しい共済では、手続きなどについて、これまでと違う部分がいくつかあります。特に、新年度の4月1日から共済の適用を受けるためには、前年度中に共済加入の申し込みを済ませておくことが必要です。

共済契約者となる単位PTAなどでは、本年度中に 平成26年度の熊本県PTA共済への加入をご検討い ただき、事務ご担当の方は、本年度中に加入の申し込 み手続きをお願いします。手続きに必要な書類は平成 25年度版「熊本県PTA共済の手引き」に掲載され ています。





書類の送付については、3月31日消印有効です。 新年度に入ってからも、加入申し込みをすることはできますが、この場合の共済期間は、6月30日までに手続きが完了した場合であっても、その翌日から平成27年3月31日まで、と短くなりますので、ご注意ください。

被共済者となる児童生徒、教職員、PTA会員・準会員の皆様の手続きは新年度に入ってから行われます。

単位PTAでは・・・ 新年度に入ってから 加入のご希望のある方からの 加入申込を受け付けてください。

新年度に入ってから、実際の加入手続きをしていただきます。共済に加入ご希望の児童生徒、PTA会員(保護者、準会員)、部活動指導者(教職員、外部指導者)などの皆様からは単位PTAに「加入申込書」と「共済掛金」の提出をしていただきます。

新年度の6月30日までに単位PTAからの加入手続きを済ませていただくと、事前に加入申し込みをしていただいた単位PTA等の加入者については、4月1日からの共済(適用)期間となります。この期限までに加入手続きがなされない場合は、加入申し込みは取消しとなります。その後に改めて加入することはできますが、共済の適用期間が、手続き終了の翌日からその年度末までとなりますので、ご注意ください。





熊本県PTA共済 : 平成25年度の加入状況は・・・

(平成25年12月31日現在)

P災 コース 児童 生職 り 指別団 特別団体

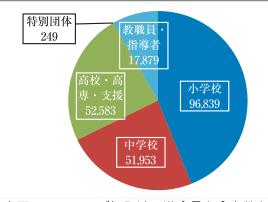
団体	加入数	加入率
小学校	96,839	98.1%
中学校	51,953	99.2%
高校・高専・支援	52,583	99.5%
特別団体	249	
教職員・指導者	17,879	_
計	219,503	

安互 コース PTA 会議員者) 準会員者 指導者

学校	加入数	加入率
小学校	71,141	97.1%
中学校	43,639	97.3%
高校・高専	43,046	83.5%
支援学校	1,567	98.9%
準会員	643	_
計	160,036	

P災コースには、熊本県下の児童生徒(小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、高等専門学校)のうち、約 99%のご加入をいただきました。児童生徒の皆様については、学校生活(登下校中を含む)における死亡・障害事故、交通事故、歯のけが(破折、欠損)に対する保険外治療などについても共済金を給付しています。 教職員の方々はP災コースへのご加入をお勧めしていますが、部活動指導に関わられることのない場合は、安互コースへのご加入も可能です。

<P災コース加入者内訳>



安互コースへのご加入は、準会員も含む数となっています。小学校・中学校では90%以上のご加入となっていますが、高校・高専における加入率が85%程度です。 PTA活動中、学校行事への参加時には事故に十分ご注意ください。 平成24年度の旧P災制度への加入数と比べると、小学校では2151件の減少、中学校は243件の減少、高校等では177件の増加、教職員・指導者は2187件の増加となっています。

〈安互コース加入者内訳〉



共済金の給付状況

<P災コース給付件数> 平成 25年 12月 31 日現在

件	死亡	障害	交通事故	負傷
旧制度 分	0	11	39	86
25 年度	1	0	52	45
計	1	11	91	131

平成 23 年度・24 年度中に発生した事故については、旧制度を適用しています。本年度中の総給付額は、12 月 31 日までで、死亡 6,000,000 円、障害17,810,000 円、交通事故負傷 2,930,000 円、負傷 10,933,000 円、計 37,673,000 円です。

安互コース(PTA会員の被災)では、死亡や後遺障害にいたる大きな事故の報告はありません。給付総額は6,121,300円になっています。アキレス腱断裂、靭帯・筋・腱の損傷によるけがが多く、入院期間あるいは施術期間が長くなる傾向があります。競技では特にミニバレー(ソフトバレー、ビーチボールバレーなど)の練習や試合中の事故がなかなか減りません。

く安互コース給付件数> 平成25年12月31日現在

件	死亡	障害	交通 事故	負傷
旧制度 分	0	0	0	55
25 年度	0	0	1	46
計	0	0	1	101

卒業式の後はどうなるの?

小学校、中学校、高校などのご卒業の皆様やその保護者の皆様は、共済期間の終了(平成26年3月31日)までは、共済の適用となる場合があります。例えば・・・

- 1) 卒業した学校での部活動などへの参加
- 2) 学級活動
- 3) PTA会員(保護者)のPTA活動への参加
- 4) 退任式への参加

このような場合、学校あるいはPTA会長の承認を受けていれば、登下校中を含め、事故の発生時には共済の適用となります。

またお子様の卒業後も、PTA役員としての業務を 次年度の引き継ぎ時まで続けなければならないような 場合は、その時点までは役員としてのPTA活動に限 って、適用となります。また、この部分にかかる次年 度の共済申し込みや掛金の納入は必要ありません。

注意が必要であるのは、 次年度に入学予定の学校の 部活動などに参加する場合 です。今年度の共済期間中 であっても、3月31日ま では適用とはなりません。 次年度の4月1日以降の参 加の場合、実際の入学後に 共済への加入手続きが規定 通りに実行されれば、共済 の適用を受けることができ ます。



共済掛金について

共済への加入には加入申し込みと共に掛金の納入が必要です。ご加入をご希望の方は、単位PTA等からの案内にご注意ください。

<P災コースの掛金>

小・中学校(部)の児童生徒500円/年高等学校(部)・高専の生徒等800円/年教職員500円/年特別団体の指導者等500円/年

*小・中学校の要保護家庭・準要保護家庭では、掛金の減額があります。

く安互コースの掛金>

PTA会員(保護者1家庭) 150円/年 PTA準会員等(1名) 150円/年 PTA活動の指導者等 150円/年 *教職員はP災コースへの加入で、PTA活動中の 事故に対しても共済が適用されます。

いずれのコースにおいても、共済期間中の追加加入は可能で、掛金は3か月ごとの期間割になります。

また、共済契約の状態に重大な誤りや変更があった場合に限り、ご加入の方から単位PTAなど共済契約者に対して、共済期間中の契約解除ができます。(単なる「脱退希望」では解除はできません。)この場合、共済期間の残りの期間について、掛金の一部が返還される場合があります。ただし、返還額が1名あたり100円未満となる場合の返還はありません。

交通事故を防ぎましょう

交通事故に対する給付は平成 24 年度 111 件、平成 25 年度も 91 件に達しています。特に自転車運転中の事故は後を絶ちません。平成 25 年 12 月 1 日より改正道路交通法が施行され、軽車両に含まれる自転車についても、大きな変更がありました。

<u>道路の左側部分の路側帯</u>しか通行できなくなりました。路側帯の右側通行をした場合は通行区分違反として罰せられます。また、歩道を通行することができるのは、

- (1) <u>道路標識等で指定された場合、(</u>しかし歩行者の妨げとなるような場合は一時停止しなければなりません。)
- (2) 運転者が、児童(6歳以上13歳未満)・幼児(6歳未満)の場合
- (3) 運転者が70歳以上の高齢者、一定程度の身体の障がいを有する場合
- (4) 車道または交通の状況からみてやむを得ない場合

のみです。

- *信号は「歩行者・自転車専用信号機」のある場合はこれに従いますが、そうでない場合は、「車道では車両用信号機」、「歩道では歩行者用信号機」に従います。
- *交差点で「自転車用横断帯」のある場合は、この部分を通行しなければなりません。
- *夜間は必ずライトを点けましょう。飲酒運転、二人乗り、並走(横並びで走行)、は禁止です。
- *児童(6歳以上13歳未満)・幼児(6歳未満)はヘルメットを着用しましょう。
- *ブレーキの作動が不十分である場合の運転はできません。
- *傘をさしたり、携帯電話を操作したり、イヤホンをつけて音楽を聴いたりしながらの運転も、非常に危険です。

自転車での登下校は、時間に余裕をもって、規則にしたがって、<u>交差点では安全確認を十分に</u>!



子ども見守り支援事業

熊本県 PTA 教育振興財団では、共済金給付事業のほかにも、「事故防止啓発」「救命救急法普及」「学校安全見守り」「学校安全対策」「健康教育・安全教育」などへの支援事業も実施しています。

熊本県教育委員会を通じて、県内の各小学校区で「子ども見守り支援事業」を募集し、応募のあった校区に対して、一校区あたり3万円を上限として助成を行っています。応募校区の多くでは、登下校中の道筋での見守りなどが活発に行われています。



共済 Q&A

Q:活動中に発生した急性の疾病として、どのようなものがありますか?

A:活動に参加したことが原因で発生したもので、 活動あるいはその中での事故との因果関係が 明確であるものです。活動中に症状が発生し、 遅くともその翌日までに医療機関を受診し、 治療が必要であったもので、認められる疾病 としては次のようなものがあります。

- * 調理中などのガス中毒
- * 熱中症、脱水症
- * 溺水、これに起因する嚥下性肺炎
- * 異物の嚥下、迷入、これらに起因する疾病
- * うるしなどによる皮膚炎(植物、昆虫、化学物質)
- * 凍瘡(しもやけ)、寒冷蕁麻疹、日光皮膚炎
- * 外部衝撃による脳震盪(のうしんとう)
- * <u>衝突・転倒・急激な冷水刺激などによる</u>中枢神経系・循環器系・呼吸器系・運動器系、その他の内臓系疾患
- * 精神的な衝撃によって発生した脳貧血・自律神 経失調
- * 急激な運動、相当の運動量を伴う運動に起因する疾病

食中毒、もともと持病であったもの、帰宅後に症状が発生したもの、衝撃や過重な負担がなく発生したもの、などは対象とはなりません。

誰かが倒れたら、倒れている人を見かけたら ためらわずに救急蘇生を

- *反応があるか確認
- *助けを呼ぶ!119番通報!AED準備!
- *呼吸を確認(10秒以内に)

(呼吸がない・不規則である場合は)

C:ただちに「胸骨圧迫」を開始 100回/分の速さで 胸が5cm以上沈むように ※

(強く、早く、絶え間なく)

A:気道確保 B:人工呼吸

胸骨圧迫30回につき2回、(1回1秒)

D: A E D が 到着したら、すぐに使用 (電気ショックの後、CABを繰り返し)

※ 大人の場合です。8歳未満の小児では、胸の厚さの3分の1程度の深さが目標です。

本財団では、県内の小学校、中学校、高校、高等専門学校、特別支援学校に、AED(自動体外式除細動器)を設置しています。多くの学校では、既に複数のAEDが設置されている状況となっています。

実際に AED を使用して救命できた例も報告されています。緊急時に実際に使用できるように、救急救命法の講習、定期的な AED の点検、AED の設置場所の周知、など単位 PTA などでも準備をしておきましょう。

心停止 の 予防 通報 1次 2次 救命 AED 処置

熊本県 PTA 教育振興財団は、ご加入の皆様の共済掛金で、共済事業を行っています。財団の定款などは下記ホームページでご覧いただけます。また、共済への加入、共済金の給付請求、各種事務手続きなどにつきましては、所属の単位 PTAのご担当におたずね下さい。お分かりにならない場合は、本財団に電話またはFAX でご連絡ください。

http://www.kumamoto-psai.net/